

伊万里市通所型サービスCの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年伊万里市告示第25号）第4条に規定する通所型サービス（第1号通所事業）のうち通所型サービスC（短期集中サービス）（以下「通所型サービスC」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基本理念)

第2条 通所型サービスCの事業を行う者（以下「事業者」という。）は、通所型サービスCを利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、通所型サービスCを運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者が達成感及び充実感をもつことで、自立に向けたセルフケアの意識を高めるよう努めなければならない。

(基本方針)

第3条 通所型サービスCは、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上その他一人一人に合った必要な日常生活上の支援及び個別のプログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第4条 事業者が通所型サービスCの事業を行う事業所ごとに置くべき者及びその員数は、次のいずれかのおりとする。

- (1) 通所型サービスCの単位ごとに、利用者の数が5人以下の場合は、提供時間を通じて専ら当該通所型サービスCの提供に当たる保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士の数が1人以上確保されていること、又は利用者の数が5人を超える場合は、提供時間を通じて専ら通所型サービスCの提供に当たる保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士の人数が、利用者の数を5で除した数以上確保されていること。
- (2) 通所型サービスCの単位ごとに、事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者（伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及びケアマネジメントAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年伊万里市告示第30号）第2条第2項に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスCと指定通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、同号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従

事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第6条 事業所は、通所型サービスCを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

2 事業所は、通所型サービスCを提供するため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び事業運営を行うために必要な設備、備品等を備えなければならない。

3 事業者が指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスCと指定通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する設備、備品等の基準を満たしているものとみなすことができる。

(通所型サービスC計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の日常生活全般の状況、環境等を踏まえて、自立するための目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC計画(様式第1号)を作成するものとする。

2 管理者は、通所型サービスC計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、その実施状況や評価についても説明しなければならない。

3 管理者は、通所型サービスC計画を作成した際には、当該通所型サービスC計画を利用者に交付しなければならない。

4 通所型サービスCの従事者は、それぞれの利用者について、通所型サービスC計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行わなければならない。

(事業の実施)

第8条 事業の実施回数は1人当たり週1回とし、3月間コースを基本とする。ただし、通所型サービスC計画の実施状況の把握の結果、事業の継続が必要な場合は、週1回、6月間まで延長することができる。

2 事業者の休業日や利用者等の都合によって週1回実施が確保できない場合は、市と事業者との間で代替手段等について協議する。

3 事業者は、通所型サービスC計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、通所型サービス個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、地域包括支援センターに報告しなければならない。

4 事業者は、通所型サービスCの利用者の初回、3月後及び6月後のそれぞれの利用日が属する月に「通所型サービスC体力測定等記録」（様式第2号）により体力測定等を実施し、地域包括支援センターに報告しなければならない。

（内容及び手続の説明並びに同意）

第9条 管理者は、通所型サービスCの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所型サービスC従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（重要事項に関する規程の概要）

第10条 事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 通所型サービスC従事者の勤務体制
- (3) 通所型サービスCの利用料その他の費用
- (4) 衛生管理及び秘密保持等
- (5) 事故発生時及び緊急時等の対応
- (6) 苦情処理の体制

(利用料の負担等)

第11条 利用者は、利用料の一部として、1回につき500円を負担することとし、事業者へ直接納入するものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 入浴の提供に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、通所型サービスCの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(衛生管理等)

第12条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第13条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第15条 通所型サービスC従業者は、現に通所型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師若しくは歯科医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第16条 事業者は、提供した通所型サービスCに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した通所型サービスCに関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第18条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第7条に規定する通所型サービスC計画
- (2) 第8条第4項に規定する通所型サービスC体力測定等記録
- (3) 第14条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
- (4) 第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、通所型サービスCの基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 (平成29年3月31日告示第31号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第94号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。